

年 月 日

No. \_\_\_\_\_

## 確 認 書

私は貴店からの動物（種類：\_\_\_\_\_、数：\_\_\_\_\_）購入契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を受けたことを確認します。

〒

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印（自署又は押印）

(第一種動物取扱業者の場合はその登録番号 \_\_\_\_\_)

店名 \_\_\_\_\_

説明者 \_\_\_\_\_

注) この確認書の受領は、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）第2条第7号へ及びホの規定により、動物の販売業者に義務づけられているものです。

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、当店の営業活動に限り利用し、その目的以外での利用はいたしません。

### 動物販売時説明書（ウサギ）

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条の2第2項及び基準省令第2条第7号ホの規定に基づき、動物購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解のもとに適正に飼養保管されますようお願いします。

#### I. 動物（ウサギ）の特性及び状態の概要 (規則第8条の2第2項第1.2.3.11.12.13.14.15.16.17.18号、基準省令第2条第7号ホ(1)(2)(3)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)関係)

種類・品種：

性別： オス・メス・不明

数：

不妊又は去勢措置：実施済み・未実施

繁殖者 氏名又は名称：

登録番号又は所在地：

生年月日： 年 月 日

平均寿命： \_\_\_\_\_

(生年月日が不明の場合：推定生年月日 年 月 日、輸入・飼養開始年月日 年 月 日)

成体になったときの大きさ：標準体重 kg 標準体長（体高） cm

その他の大きさ情報 \_\_\_\_\_

投薬状況： 未・済

※実施済の場合

薬の投与年月日と種類	
①	年 月 日 ( )
②	年 月 日 ( )
③	年 月 日 ( )

病歴の有無：なし・あり（病名 \_\_\_\_\_)

親や同腹子における遺伝性疾患の発生状況 なし・あり（疾患名 \_\_\_\_\_)・不明

当該動物の所有者：当該店舗の自己所有・その他（所有者の氏名 \_\_\_\_\_)

個体識別：無・有（種類：マイクロチップ・脚環・その他（ ）、識別番号 \_\_\_\_\_)

## II. 飼養保管方法

### 1. 飼養施設、用具及び環境（規則第8条の2第2項第4、18号関係、基準省令第2条第7号木(4)(18)関係）

#### (1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさや習性に応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。排せつ設備、隠れ場、遊具等も必要です。また、清掃等が容易で、逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により傷害等を受けるおそれがないものを選びましょう。

- ケージや小屋、寝床、食器（陶器製や木製等の齧っても無害のもの）、水入れ、トイレ（猫砂等を活用）、ヒーター、かじり木など。

#### (2) 清掃等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

- ①清掃は汚れの程度を見ながら必要に応じて実施。不衛生になりがちなため特に水換えはこまめに行うこと。
- ②排せつ物の量が多いので、トイレは1日1回全部を取り替え、時々消毒する。

#### (3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

- ①採光、通気、換気がよいこと。
- ②暑さと湿気に弱い動物。寒さには抵抗力があるが、本来地中生活者なので、冬期は昼夜の急激な温度変化やすきま風にさらさないようにすること。
- ③床には木製のスノコ（足がはさまらないようなもの）を敷いて、その下に新聞紙やペットシーツを敷くと毎日の掃除が楽になる。寝床には、ワラなどを敷いておくこと。
- ④小屋等で飼う場合は、地中に穴を掘って逃げられないようにしきりを埋めこんでおくこと。

### 2. 食事と栄養管理（規則第8条の2第2項第5号関係、基準省令第2条第7号木(5)関係）

動物等の種類や品種、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

#### (1) 食事の種類

- 草食性。ウサギ専用ペレットと干草が一般的。副食として、野菜、果物、野草を与えること。

#### (2) 食事の回数や量

- 1回（30分程度）で食べきる量を、朝夕2回与えること。

#### (3) 飲み水

水をよく飲むので、いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れて置いておきましょう。

#### (4) 注意すること

動物によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。また、与え過ぎによる肥満も、動物の健康にとっては好ましくありません。

- ①人の食べ物は欲しがっても与えないこと。人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になるとともに、しつけの上でもよくない。
- ②タマネギ、ニラ、ニンニク等の刺激性のある野菜、チョコレート等の甘いもの、有毒な園芸植物や野草は与えないこと。
- ③軟便と固くて丸い便の2種類の便をするが、未消化栄養素を吸収するために、軟便を食べる習性がある。

### 3. 運動及び休養（規則第8条の2第2項第6号関係、基準省令第2条第7号ホ(6)関係）

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょう。

- ①日没後は消灯し、静かな環境に置くこと。明け方や、夕方から夜に活動。
- ②複数飼いは可能だが、オス同士は順位付けのためにケンカしがち。また、雌雄が一緒だと、すぐに繁殖してしまうので、繁殖制限等の措置を考慮することが必要。
- ③比較的臆病で神経質なので、大きな音をたてたり、急に触ったりしないこと。
- ④生涯伸び続ける歯を抑えるためのかじり木を置いておくこと。
- ⑤ケージの中だけでは運動量が足りないので、部屋の中などで遊ばせること。

### 4. しつけ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

特に注記すべきことはありません。逸走には、くれぐれも注意しましょう。

### 5. 手入れ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

動物の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。体中をくまなく触ることは、病気や異常の早期発見につながります。また、飼い主が動物の体を触ることは、スキンシップを図ることにもなります。

- ①湿気に弱いので、シャンプーは禁物。
- ②爪が伸びすぎると歩行困難になるので、爪きりが必要。
- ③幼齢時からブラッシングに慣れらし、春から夏の毛の抜け替わりの時期には、こまめにブラッシングをする。
- ④ウサギの骨はもろく骨折しやすいので、抱く時は必ずお尻を支えにする。敏感な耳をつかんで持ち上げるのは禁物。

### 6. 病気（規則第8条の2第2項第7号関係、基準省令第2条第7号ホ(7)関係）

#### (1) かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

- 弱い動物なので、病気になった場合、致命的になる場合が多いので、普段からの予防対策が重要。大きな物音等による気絶やショック死などの事故例もある。
- ①下痢：お尻が濡れているようだと下痢をしている証拠。下痢の原因は様々だが、食物や水、衛生状態のほかに、ストレスが影響する場合もある。
  - ②コクシジウム：原虫の腸内への寄生による病気。元気なときは症状が出ないか弱い。
  - ③毛球症：毛づくろいのときに自分の毛を飲みこんで排せつできずに消化管の中にたまる病気。
  - ④スナッフル：咳や鼻水などの風邪様症状を起こす。死亡率が高く、治療の難しい病気。
  - ⑤寄生虫：ノミ、ダニ、シラミなどの寄生虫がつきやすいので注意が必要。
  - ⑥皮膚病：毛並みの荒れ、脱毛、じくじくした液のにじみ、かさぶたなどが見られる。

#### (2) 人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へとうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200種類以上あるといわれています。主な共通感染症及びウサギにかかりやすい感染症には、次のようなものがあります。

- ・犬 : パストレラ症、皮膚糸状菌症、回虫症、狂犬病など
- ・猫 : 猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病など
- ・ウシなど : Q熱、クリプトスピリジウム症、腸管出血性大腸菌など
- ・サル : Bウイルス病、細菌性赤痢、結核など
- ・ネズミ : レプトスピラ症、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱など
- ・鳥類 : オウム病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など
- ・ミドリガメ等 : サルモネラ症など